

国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター ユーザアカウントの利用・運用に関する要領

制定 平成21年11月27日
改正 平成22年 9月29日
平成28年 1月 6日
平成30年10月 2日
平成31年 3月27日
令和 3年11月11日
令和 4年 5月16日
令和 4年11月 9日
令和 4年12月 7日

(趣旨)

第1条 この要領は、「国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター利用細則」（以下「利用細則」という）に基づき、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター（以下「センター」という）が管理するユーザアカウント（以下「アカウント」という）の利用・運用に関する取扱手順を示し、利用者の安全で快適な利用に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における次の用語は以下のとおり定義する。

(1) 本学の役員

国立大学法人東京外国語大学組織規則（以下「組織規則」という）第3条に定められた役員が該当する。

(2) 本学の教員

組織規則第5条に定められた教授、准教授、講師、助教が該当する。

(3) 本学の教員等・研究員等

第2号に該当しない教員等で、非常勤講師、特別招へい教員、外国人研究員、研究機関研究員、特別研究員、学振特別研究員、特定有期雇用職員（特定教員、特定外国語教員、特定研究員、特定外国語専門員）、フェロー、ジュニアフェロー等が該当する。

(4) 本学の事務職員・技術職員、技能職員（常勤）

組織規則第5条に定められた事務職員、技術職員、技能職員が該当する。

(5) 本学の事務職員等（非常勤）

第4号に該当しない事務職員等で、非常勤職員、特定有期雇用職員（特定専門

員、特定専門職員）等が該当する。

(6) 本学の学生（正規生）

国立大学法人東京外国語大学学則第13条の2に定められた課程に所属する学部学生、国立大学法人東京外国語大学大学院学則第4条に定められた課程に所属する大学院学生が該当する。

(7) 本学の学生（非正規生）

第6号に該当しない学生で、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生等が該当する。

(8) 留日センター留学生（正規生）

学部進学留学生、教員研修留学生が該当する。

(9) 留日センター留学生（非正規生）

第8号に該当しない学生が該当する。

(10) その他の身分

前各号以外の者で、センターが特別にアカウントの発行を認めた者。共同研究員、研究協力者、業務委託先の社員、派遣社員、謝金で雇用された者等が該当する。

(利用申請)

第3条 第2条第6号及び第7号及び第8号に該当する利用者を除き、アカウントを利用するためには、申請をしなければならない。なお、雇用期間などにより利用期間が予め定まっている場合は、申請時に利用期限を明記しなければならない。また、第2条第9号に該当する者が申請する場合は、受け入れ責任者等が署名をしなければならない。

(利用上の注意)

第4条 利用者は利用細則第15条に相当する行為をおこなってはならない。利用細則第15条に相当する行為をおこなったと判断される場合は、センターは利用細則第16条の措置を講ずる。

(利用期限、学認及びeduroamの利用可否)

第5条 アカウントの利用期限、学認及びeduroamの利用可否は、以下の表のとおり、身分種別で異なる。

身分種別	利用資格 取得要件	利用資格 喪失要件	学認 利用可否	eduroam 利用可否	備 考
本学の役員	申請	退職	否	可	退職後は削除
本学の教員	申請	—	可	可	終身利用可,学認利用申請不要
本学の教員等・研究員	申請	退職	可	可	退職後は削除

等					
本学の事務職員・技術職員、技能職員（常勤）	申請	退職	可	可	退職後は削除,学認利用申請不要
本学の事務職員等（非常勤）	申請	退職	否	否	退職後は削除
本学学生（正規生）	入学	出学	可	可	取得には授業/講習会の受講が必要 出学後は削除,学認利用申請不要
本学学生（非正規生）	入学	出学	否	否	取得には講習会の受講が必要 出学後は削除
留日センター留学生（正規生）	入学	出学	可	可	取得には講習会の受講が必要 出学後は削除,学認利用申請不要
留日センター留学生（非正規生）	入学	出学	否	否	取得には講習会の受講が必要 出学後は削除
その他の身分	申請	センターが定める	センターが定める	センターが定める	利用資格喪失後は削除

2 前項において学認及びeduroamの利用を希望する者は備考欄に申請不要の記載がある場合を除いてセンター申し込みをしなければならない。なお、学認及びeduroamの利用が否となっている身分種別の者が利用を希望する場合は、センターがその可否を定める。

(利用延長)

第6条 利用期限前に利用期限を延長する事由が生じた場合は、別途センターに申請すること。センターは利用期限後の問い合わせには対応しない。

(交付制限)

第7条 利用者の身分が継続性をもって異動になった場合は、利用者は第6条に定める申請をし、旧身分のアカウントを継続して利用すること。センターは新身分のアカウントは交付しない。

(利用終了)

第8条 利用期限前に利用を終了する事由が生じた場合は、別途センターに申請すること。

(アカウントの削除)

第9条 利用者がアカウントの利用資格を喪失した場合、センターはアカウントを削除する。

センターは削除後の問い合わせには対応しない。

附 則

この要領は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 1月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 11月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 12月7日から施行する。